

令和4年3月24日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部会議資料  
環境部下水道課  
水道部総務課

## 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水道料金・下水道使用料 の支払い猶予の受付期間の延長について（報告）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等の支払いが困難な事情にある使用者に対する支払いの猶予の受付期間を、令和4年3月31日まで実施としていましたが、現在もコロナ禍による経済への影響等が依然として懸念されていることから、下記のとおり、支払猶予の受付期間を延長します。

### 記

#### 1 受付期間

令和4年9月30日まで

#### 2 支払い猶予の内容

水道お客さまセンターへ電話で申し出をいただき、その日から最長で1年間、支払いを猶予する。

#### 3 問い合わせ先

水道お客様センター（0422-52-0733）

#### ※参考

- 本市の支払い猶予実績（令和2年3月25日～令和4年3月15日受付分まで）
  - ・水道料金の支払い猶予件数・額  
265件 1,405,315円（うち207件 1,128,758円支払済）
  - ・下水道使用料の支払い猶予件数・額  
265件 568,577円（うち207件 454,464円支払済）